

令和3年度 介護サービス基準改正の概要

「地域密着型サービス」

栗原市市民生活部
介護福祉課介護保険係

介護サービス基準改正におけるポイント ～全サービス共通～

- ①感染症対策の強化
- ②業務継続に向けた取組の強化
- ③ハラスメント対策強化
- ④介護や多種連携におけるICTの活用
- ⑤利用者への説明・同意、記録保存等に係る見直し
- ⑥運営規程等掲示に係る見直し
- ⑦高齢者虐待防止の推進
- ⑧科学的介護の推進

※加算については省略します。

①感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延しないように講ずるべき措置について、取扱いが定められたもの。（3年間の経過措置、令和6年3月31日までは努力義務）

- 感染対策委員会の開催

おおむね6月に1回以上、定期的に行う。

- 指針の整備

平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。

- 研修及び訓練の実施

いずれも年1回以上、定期的に行うこと

②業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合も、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練を実施することとしたもの。(3年間の経過措置期間、令和6年3月31日までは努力義務)

●業務継続計画の内容

感染症に係る業務継続計画(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立)

災害に係る業務継続計画(平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携)

●研修及び訓練

年1回以上、定期的に開催。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に行っても差し支えない。

③ ハラスメントの防止

事業主には、男女雇用機会均等法の規定に基づき、職場におけるセクハラやパワハラの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策を求めることを規定したものの。

※大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から義務化され、それまでは努力義務。

●事業主が講ずべき措置の内容

事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

●事業主が講じることが望ましい取組について

相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備

被害者への配慮のための取組

被害防止のための取組

④会議や多職種連携におけるICTの活用

●会議等におけるテレビ電話装置等の活用

サービス担当者会議や感染症対策委員会、虐待防止検討委員会等の会議について、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器)を活用して行うことができるものとする。

利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。(※)利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く

⑤利用者への説明・同意、 及び記録の保存等に係る見直し

被保険者証に関するものを除き、省令で定める書面の作成及び保存等を電磁的記録により行うことができることとした。

●電磁的記録による作成・保存の例

事業所のパソコン等により作成、及び作成したものの保存。

書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ったものをパソコン等に保存。

事前に利用者及びその家族等の承諾を得た上で、書面で行うことが想定される交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものについて、電磁的方法によることができることとした。

●電磁的方法による同意の例

電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合。

電磁的方法による締結は、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。

⑥ 運営規程等掲示に係る見直し

運営規程等の重要事項について、事業所への掲示に代えて、利用者又は家族等が自由に閲覧可能なファイル等の形で備え付けることも可能となった。

⑦ 高齢者虐待の防止

虐待の防止に関して、以下の措置を講じるよう義務づけられたもの。

(3年間の経過措置、令和6年3月31日までは努力義務)

● 虐待防止検討委員会の開催

管理者を含む幅広い職種で構成し、定期的に行う必要がある。

事業所外の虐待防止の専門家を選任として積極的に活用することが望ましい。

● 虐待の防止のための指針の整備

指針に盛り込むべき項目については、基準に示されている。

● 虐待の防止のための従業員に対する研修

年1回以上、定期的に行う。研修の実施内容について記録する必要がある。

● 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止検討委員会の責任者と同じ従業員が務めることが望ましい。

⑧ 科学的介護の推進

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム(LIFE)を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクル・ケアの質の向上を推進する。

サービス区分毎の主な変更点

R3地域密着型「介護報酬改定の概要」に記載している内容については、原則省略していますので、併せて確認してください。

訪問系サービスの改正

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うように努めること

○訪問入浴

●認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての人々が認知症対応力を向上させるため、医療・福祉関係無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけ(3年間経過措置期間、令和6年3月31日まで努力義務)

○夜間対応型訪問介護

●併設施設等のオペレーターの兼務可能

●訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業の一部を委託可能

●複数の事業所間での随時対応サービスの受付の集約化が可能

通所系サービスの改正①

●地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応において、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、避難等訓練の実施にあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない

●認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての人が認知症対応力を向上させるため、医療・福祉関係無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけ(3年間経過措置期間、令和6年3月31日まで努力義務)

通所系サービスの改正②

○通所介護

- 利用者の地域における社会参加活動や地域住民等の交流促進

○認知症対応型通所介護

- 管理者基準の緩和

共用型認知症対応型通所介護における管理者について、事業所の管理上支障がない場合は本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することが可能とする。

短期入所系サービスの改正

○短期入所生活介護

- 看護職員の配置基準の見直し
- 地域と連携した災害への対策強化
- 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(3年間経過措置、令和6年3月31日まで努力義務)
- 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
 - ①1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
 - ②ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から新たに設置することを禁止する。

多機能系サービスの改正①

●過疎地域における提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わないこととするを踏まえ、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。

●認知症介護基礎研修の受講の義務づけ(3年間経過措置期間、令和6年3月31日まで努力義務)

多機能系サービスの改正②

○小規模多機能型居宅介護短期入所生活介護

●小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合は、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

●地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

登録定員及び利用定員の基準を、「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内での、地域の実情に応じて内容を定めることが許容されるもの)に見直し。

居住系サービスの改正①

- 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

- 特定施設入所者生活介護

- ・地域と連携した災害への対応の強化

- 認知症対応型共同生活介護

- ・地域の特性に応じて認知症グループホームの確保

①ユニット数弾力化:「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運用に必要と認められる場合3」を「1以上3以下」とする。

②サテライト型事業所基準の創設: 本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置することができる。

居住系サービスの改正②

○認知症対応型共同生活介護

●夜勤職員体制の見直し

1ユニット毎に夜勤1人以上の配置とされているが、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、3ユニットの場合は各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置緩和できることとして、事業所が夜勤職員体制を選択することが可能。

●外部評価に係る運営推進会議の活用

事業者がサービスの質の自己評価を行い、第三者が出席する運営推進会議で報告し、評価を受けて公表する仕組みを制度的に位置づけ、当該運営推進会議と既存の外部評価のいずれかから「第三者による評価」を受けることとする。

●計画作成担当者配置要件の緩和

ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごと1名以上の配置に緩和する。

施設系サービスの改正①

- 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- 地域と連携した災害への対応の強化
- 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

- 口腔衛生管理の強化

入所者の状態に応じて口腔衛生管理を行うこと(3年の経過措置期間、令和6年3月31日まで努力義務)

- 栄養ケア・マネジメントの充実

① 現行の栄養士に加えて、栄養士または管理栄養士の配置を位置づけ

② 入所者の状況に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。(3年の経過措置期間)

施設系サービスの改正②

●個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

- ①1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
- ②ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から新たに設置することを禁止する。

●リスクマネジメントの強化

事故発生の防止のための安全対策担当者を定めることの義務付け(6カ月の経過措置期間、令和3年9月30日まで)

施設系サービスの改正③

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●人員配置基準の見直し

①他の社会福祉施設等との連携を図ることで、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

②サテライト型居住施設において、本体が特別養護老人ホーム(地域密着を含む)である場合に、本体施設の生活相談員により、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。